加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領

制定 令和3年1月28日2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄の5の加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業(以下「本事業」という。)は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の16の食料産業局長が別に定める者は、次 に掲げるとおりとする。
- (1)民間団体等(農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社、独立行政法人をいう。以下同じ。)
- (2) 法人格を有しない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」という。)
- (3) 民間団体等又は特認団体を構成員とする事業化共同体(コンソーシアム) なお、コンソーシアムが事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員 となることを妨げない。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1の事業実施計画 をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、 その承認を受けるものとする。
- 4 1の(3)の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
- (4) 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 5 第3の1の(1)の事業の実施主体(以下「モデル実証事業実施主体」という。) は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
 - ア 食品製造事業者、機械メーカー、情報関連企業、研究機関、コンサルタント、

食品製造業関係団体等を構成員とするコンソーシアム

イ 単独の食品製造事業者

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費については、以下のとおりとする。

- 1 生産性向上に向けた先端技術のモデル実証
- (1) モデル実証事業

食品製造業の生産性向上を目的に、AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、生産コスト低減や安定生産に向けた、生産工程の自動化や遠隔での製造モニタリング、品質管理、安全管理など一連のシステムについて実証する取組を支援する。

(補助対象経費)

生産性向上機器の実証、導入等に係る経費(購入・設置に係る経費、エンジニア経費等)

(2) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証事業の運営・管理

ア 審査委員会及び評価委員会の開催

モデル実証事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会の開催及び当該事業の評価等を行う評価委員会を開催する。

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費 等

イ モデル実証事業の運営・管理

モデル実証事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業 の進捗管理等を行う。

(補助対象経費)

人件費、賃金、旅費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等

2 横展開に向けた情報発信

1の取組の横展開を図るため、実証成果をとりまとめた動画等の作成を行い、研修会やシンポジウムの開催等による情報発信の取組を支援する。

(補助対象経費)

謝金、旅費、会場借料、会場設営費、資料作成費、動画作成費、通信運搬費、消耗品費、人件費、賃金等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果 検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

- 1 第3の事業について、事業実施主体は、費用対効果をはじめとした効果検証ができる成果目標を設定することとする。
- 2 目標年度を事業開始年度を含む5年後とし、食品製造業の労働生産性向上に貢献していることを検証できる成果目標とすることとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施 計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表第1の5の加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 4により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の着手
- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、食料産業局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業に関する交付決定前着手届(別記様式3)を食料産業局長に提出するものとする。

(2)(1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる 事項を事業実施計画(別記様式2)の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の 欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第8 事業の実施

第3の事業については、以下のとおり実施するものとする。

- 1 モデル実証事業の実施
- (1) モデル実証事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の1の(1)の事業の実施に当たり、補助金の交付の手続等についてモデル実証事業実施規程(以下「実施規程」という。)を作成し、別記様式4により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (2) 実施規程は以下の事項を記載するものとする。
 - ア 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
 - イ 交付申請及び実績報告
 - ウ 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - エ 申請の取下げ
 - オ モデル実証事業実施計画の(変更)承認等
 - カ 補助金の支払い
 - キ 交付決定の取消し等
 - ク 補助金の経理及び事業実施主体による調査
 - ケ 個人情報保護等に係る対応
 - コ その他必要な事項(モデル事業実施主体による技術・ノウハウの横展開に係る努力義務を含む。)
- (3) モデル実証事業の公募、審査及び採択

事業実施主体は、第3の1の(1)の事業の実施に当たり、食品製造業、小売業、情報通信技術、食品機械製造業、コンサルタント、食品製造業関係団体等から構成される審査委員会を設置し、モデル実証事業実施主体を公募により採択するものとする。

公募に当たっては、書類による申請の他、補助金申請システム「jGrants」を使用した申請も受け付けるものとする。

なお、審査委員会の審査は、モデル実証事業実施主体を公募するごとに、実施するものとする。

ただし、第3の1の(1)の事業の採択に当たっては、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)」に係るチェックシートを実施している事業場であることを必須とし、次のいずれかに該当する場合に加点すること。

- ア 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001又は JISQ45100の認証を受けていること。
- イ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年労働省告示第53 号)に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント(国 家資格)の確認を受けていること。

事業実施主体は、農林水産省の職員を1名以上含む審査委員会の審査の結果、 適切と判断されたモデル実証事業実施計画について、食料産業局長に提出し、そ の承認を受けるものとする。

(4) モデル実証事業実施に関する事項

ア モデル実証事業実施計画の作成及び承認手続き

事業実施主体は、第3の1の事業の実施に当たり、モデル実証事業実施計画をモデル実証事業実施主体に作成させ、提出させるものとし、これらを取りまとめ、別記様式5により食料産業局長の承認を受けるものとする。

ただし、(3)の事業の公募において提出されたモデル実証事業実施計画から変更がないものについては、食料産業局長の承認を受けたものとみなし、提出の必要はない。

イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、モデル実証事業実施計画の承認後、モデル実証事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。

ウ モデル実証事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、モデル実証事業実施主体に対し、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

エ モデル実証事業の実施状況報告

事業実施主体は、モデル実証事業について、事業終了後速やかに、モデル実証事業実施主体に実施状況報告書及び実施結果報告書を作成させ、提出させるものとする。

(5) モデル実証事業の評価

事業実施主体は、食品製造業、小売業、情報通信技術、食品機械製造業、コンサルタント、食品製造業関係団体等から構成される評価委員会を設置し、(4)のエの実施状況報告等をもとに、モデル実証事業について、次に掲げる観点から評価を行うものとする。

ア 生産性向上にどの程度の効果があったか (労働生産性の伸び率、付加価値の 向上、コストの削減、実用化及び普及の可能性等)

イ 実証に要したコストや期間は適切か

ウ 実証に当たっての実施体制は適切か

2 研修会等の開催

(1) 研修会等の企画・検討

事業実施主体は、第3の2の横展開に向けた情報発信の実施に当たっては、以下のア及びイの内容に留意した上で、情報発信に係る企画・検討を行うものとする。

なお、1の(3)の審査委員会及び(5)の評価委員会から、適宜助言を受けて進めるものとする。

ア 本事業のモデル実証事業の成果も含めた優良事例等を広く横展開すること で、食品事業者の生産性向上に対する意識改革が促進されるものであること。

- イ 食品事業者と食品機械製造業者、ロボットシステムインテグレーター(以下「ロボット SIer」という。)、コンサルタント等との接点づくりが図られるものであること。
- ウ 講演及び事例発表については、詳細版及び概要版の動画を作成の上、ウェブ サイト等にて公表すること。
- エ 本事業のモデル実証事業の成果も含めた優良事例等については、概要を取り

まとめてパンフレットとすること。

(2) 研修会等の内容に関する事項

研修会等の内容については、以下に掲げる内容を含んだものを開催することと する。

なお、これ以外の内容の研修会等を別途開催することは妨げない。

- ア 食品産業の生産性向上に係る専門家の講演
- イ 既に取組を行っている事業者からの事例発表
- ウ 研修会等参加者の関心事項・研修会の満足度等に関するアンケート調査

第9 事業実施状況等の報告及び指導

- 1 事業実施状況の報告
- (1)事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2の事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- (2)事業実施主体が(1)の報告書を食料産業局長に提出する際には、第8の1の(4)のエに基づいてモデル実証事業実施主体に提出させるモデル実証事業の実施状況報告をとりまとめ、同(5)のモデル実証事業の評価を添えて提出するものとする。
- 2 成果の報告等

事業実施主体は、第3の1の事業については、事業終了後の翌年度から3年間、第3の2の事業については、事業終了後の翌年度、別記様式6により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するとともに、次の全ての事項を行うものとする。

- (1) 事業成果について、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で公表するものとする。
- (2) 食料産業局長が事業の成果を普及しようとするときは、資料を提供する等の協力をするものとする。
- (3) 第3の1の(1) で実施したモデル実証事業について、研修会の開催等により 広く普及を図るものとする。
- 3 指導
- (1)食料産業局長は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2)食料産業局長は、2の報告により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認められる場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (3)食料産業局長は、(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 補助金遂行状況の報告

交付要綱第15の規定に基づく別記様式第5号の補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱第14の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 収益納付

1 事業実施主体、食品製造事業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、別記様式7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するものとする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 食料産業局長は、事業実施主体、食品製造事業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第12 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより著作権が発生した場合には、その著作権は事業実施主体に帰属し、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等はモデル実証事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、 その都度遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式8により報告書を 作成し、事業実施主体を経由して、食料産業局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許 権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に 許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を 相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国 が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして 当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体、本事業の一部 を 受託する団体及びモデル実証事業実施主体は、本事業の成果である特許権等に つい

て、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第13 守秘義務

1 事業実施主体は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該 情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じ て、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的 以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 事業実施主体は、モデル実証事業実施主体にも本条の定めを遵守させなければならない。事業実施主体又はモデル実証事業実施主体の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業実施主体による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は本事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。
- 4 審査委員及び評価委員についても、上記1から3までの規定を準用する。

第14 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 モデル実証事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、 補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付要綱第22における規定は、事業実施主体のほかモデル実証事業実施主体にも 適用する。

第15 留意事項

- 1 事業実施主体は、関係省庁、関連事業者・団体等との必要な調整・連携を図ると ともに、生産者・消費者等からの提案など現場発の発想を踏まえ、事業効果をより 高めるために多様な事業体や事業体が所有する技術やサービスと結合した戦略的な 取組となるよう努めるものとする。
- 2 モデル実証事業実施主体は、モデル実証事業の実施に当たり、第3の2で実施する研修会等に参加するなど、協力に努めるものとする。
- 3 モデル実証事業実施主体は、導入、実証した技術、ノウハウについて広く情報発信を図る、安価で他社に提供を行うなど、広く技術の横展開に努めるものとする。

附則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。

別記様式1 (第2の3関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者氏名

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月~月)
- 7 構成員

名称	所在地	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

- (注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。
- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程(又はこれに準ずる もの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料

別記様式2(第7の1及び4関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者氏名

令和 年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28食産第2762 号農林水産事務次官依命通知)第5の1 (注1)の規定に基づき、関係書類 (注2)を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇(注3)

(中止、廃止の理由)

0000000000(注4)

- (注1)変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。
- (注2) 関係書類として別添を添付すること。
- (注3)変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。
- (注5)事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和 年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション 推進事業実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

				旦区分		
事業種類	事業細目	事業費	国庫補助	事業実施主	事業の委託	備考
			金	体		
		刊	刊	刊	(1)委託先	
					(2)委託す	
					る事業の内	
					容及び当該	
					事業に要す	
					る経費	
合	計		_			

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付要綱別表1の加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 事業の目的及び内容

- ① 事業の目的
- ② 実施戦略
- ③ 連携体制図
- ④ 事業の内容

事業項目	実施場所	実施時期	参加人数	備考

⑤ 期待される成果

(注) ①の「事業の目的」を達成するための具体的な定量目標を設定し記載すること。

(例:労働生産性を○%向上、付加価値を○%向上、コストを○%削減、従業員数を○%削減 等)

(具体的な定量目標の記載例)

本事業を実施する前後で、モデル実証事業実施主体の労働生産性の伸び率が3.0%となることにより事業成果とします。

労働生産性の伸び率の算定には以下の算定式を用いる。

事業実施後の当該年度の付加価値額 = A

事業実施後の当該年度の従業者数

事業実施の前年度の付加価値額 = B

事業実施の前年度の従業者数

 $(A/B-1) \times 100$

=加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施前 後のモデル実証事業実施主体における労働生産性の伸び率

別記様式3(第7の3の(1)関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 事業実施主体名 代表者氏名

加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業に 関する交付決定前着手届

加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知)第7の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内において は、計画変更は行わないこととします。

別添

- 取組内容
- 事業費
- · 着手予定年月日
- 完了予定年月日
- ・理由

別記様式4(第8の1の(1)関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 事業実施主体名 代表者氏名

令和 年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業のモデル実証事業実施規程の承認(変更の承認)申請について

加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知)第8の1の(1)の規定に基づき、モデル実証事業実施規程の承認(変更の承認)を申請する。

(注) 関係書類として、モデル実証事業実施規程を添付すること。

別記様式5(第8の1の(4)のア関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者氏名

令和 年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業のモデル実証事業計画の承認申請について

加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知)第8の1の(4)のアの規定に基づき、別添のとおり承認を申請する。

(注) 関係書類として別添を添付すること。

(別添)

モデル実証事業の概要

モデル実証事業実施主体名	モデル実証の事業計画の概要

注:モデル実証事業実施主体から事業実施主体に提出があったモデル実証事業計画を添付すること。

別記様式6 (第9の2関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者氏名

令和 年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション 推進事業に係る事業成果状況報告書

令和 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知)第9の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 壽業無施主体名:
 - 担当者名及び役職:

電話番号:

メールアドレス:

- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A (目標を上回る進捗)、B (目標値どおりの進捗)、C (目標値を下回る 進捗)
- 4 所見(より効果を高めるための改善点等)

注:関係書類として、事業実施概要の分かる資料等を添付すること。

別記様式7 (第11の1関係)

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿

所在地 団体名 代表者氏名

令和〇〇年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション 推進事業に係る事業収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業に関する令和〇年度の収益の状況について、加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知)第11の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

			円
3	上に要する費用の	総額	円
4	補助金の確定額	○年○月○日付け○第○号により確定	1
5	前年度までの収益	幼儿子安百	円
J	刊十及よくの収価	A) L) te	円
6	本年度収益納付額		円
(

(注) 収益計算書等を添付すること。

番 号 年 月 日

食料産業局長 殿 ((事業実施主体)経由)

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和 年度加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション 推進事業特許権等に関する出願・取得状況報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願(取得)したので、加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5438号農林水産省食料産業局長通知)第11の(1)の規定に基づき、出願取得状況報告書を提出します。

記

(特許権、商標権、実用新案権、意匠権等)

内容	
種類・番号	
出願年月日 取得年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

(著作権)

著作物の種類	
著作物の題号	
著作物の氏名(名称)	
著作物の内容	